平成２５年（フ）第３７０号
京都市北区衣笠荒見町17番地７　パレス華101号室、前住所京都市上京区元誓願寺通六軒町西入大文字町236番地２
債務者　ザ・さかなこと　難波冨士雄
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７１号
京都市北区衣笠荒見町17番地７　パレス華101号室、前住所京都市上京区元誓願寺通六軒町西入大文字町236番地２
債務者　難波　佳子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７６号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地10棟501号室
債務者　惠　　忍
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
松江市西津田９丁目８番17号
債務者　藤原　典子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８号
長野市丹波島２丁目11番地６
債務者　齋藤　　守
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８７号
千葉県松戸市小金原５丁目17番地の２　メゾンド荒川105号
債務者　野村千代美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１９０号
千葉県流山市流山４丁目522番地の１　第７昼間ハイツ405
債務者　高橋　詳子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１７号
山口県宇部市大字中山1057番地２、従前の住所大阪市城東区東中浜９丁目１番９号
債務者　三吉　勝幸
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１１２号
函館市大川町９番10号
債務者　葛西　幹男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
函館市桔梗３丁目27番５―201号　アバンギャルドⅠ
債務者　山口あけみ
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
奈良県宇陀市榛原山辺三1554番地
債務者　大谷　憲男
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台１丁目１番地７、前住所奈良県橿原市中曽司町105番地の２　ベルシャトー魚昌303
債務者　山内　　淳
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
奈良県橿原市地黄町325番地の５　かとうパークハイツ３号棟201、前住所奈良県橿原市南八木町１丁目２番６号
債務者　Ａ・サイン工芸こと　赤井　弘治
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
奈良県宇陀市室生下田口2013番地、前住所香川県善通寺市生野町1537番地１　２Ｆ
債務者　テクニカルショップこと　髙坂　健司
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
北海道網走郡美幌町字元町５番地の17　ら・ぼぬーる３番館左
債務者　大平　　泰
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
北海道網走郡美幌町字元町５番地の17　ら・ぼぬーる３番館左
債務者　大平みゆき
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
群馬県太田市宝町195番地　宝泉市営住宅1569号
債務者　中島　勝美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　前橋地方裁判所太田支部